



鹿屋商工会議所ニュース



東日本大震災から10年が経ちました。
辛く悲しい記憶はなかなか癒えませんが、
一歩ずつ復興に向けて進んでいるようです。
これからまだまだ困難は続くでしょうが、
人間の力を信じて皆で助け合い頑張っていきましょう。
コブシは春に咲く花。花言葉は「友愛」です。

▲コブシの花(新川町にて撮影)

トピックス

新型コロナウイルス感染症対策支援事業 3~5p

CONTENTS

(有)ふくどめ小牧場が「食料産業局長賞」を受賞	
6次産業化アワード	6
商工会議所活用事例	7
総額表示のご案内	8
「一日公庫」開催のご案内	9
鹿児島県の最低賃金	9
金融機関からのお知らせ	10
鹿屋市中小企業合同入社式・新入社員研修講座のご案内 ..	11
記帳代行のご案内	11
申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税申告・納付期限の延長について ..	12

小規模事業者持続化補助金・公募中！	12
セミナー開催報告	13
商工会議所LOBO(早期景気観測)調査2月結果	14
「ピーアールモール」のご案内	15
まごころ共済のご案内	15
青年部だより	16
女性会通信	17
最寄りのグルメ	18
会員さんのひろば	18
各種検定試験日程	19

メニュー表や値札・POP、カタログの表示価格改訂はお済みですか？

2021年
4月より
消費税が適用
されるものは
すべて

総額表示が義務化されます

すべての消費者が、わかりやすく安心して購入できるように

「総額表示」とは、消費税額を加算した価格のことで、値札やラベル、広告、メニュー表など、基本的に価格表記されているすべてが対象となります。2021年3月までは特別措置法により、税込価格を誤認しないための措置がなされていれば、税抜価格表記のみでも問題ないとされていましたが、4月以降は総額表示が義務付けられます。

具体的にどう表示すればいいの？

一目見て消費者が税込み価格を認識できることが目的です。そのため、税込価格表記をすること、本体価格を総額だと誤認させないことが必要になります。

「この機会に作り直したい！」

「まとめて修正してほしい」

という方は、弊社におまかせください！

✕	2021年4月から	○
100円(税抜)		110円(税込)
100円+税		110円 (うち消費税10円)
100円(本体価格)		110円(税込) 本体価格100円+消費税10円

※「消費者に伝わりやすくする」という観点から、税額表示が併記されてあったとしても、税抜価格のみを強調するような表現は避けた方が適切です。

広告なども
修正が必要です



ヒューマン印刷に徹する
株式会社 **新生社印刷**

鹿児島県鹿屋市札元 1-22-34
TEL 0994-43-2238 FAX 0994-43-7541
URL <https://www.shinsei-p.co.jp>



アクサ生命は商工会議所と協力して健康経営を推進しています。



アクサ生命

～さらなる企業の発展のために～

健康経営に取り組みませんか？

健康経営は、アクサ生命がサポートします！

健康経営優良法人認定の申請までサポート

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社

鹿屋営業所長友 ☎ **0994 -44 -5870**

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

AXA-A2-2020-0076/847 2020.04.10

新型コロナウイルス感染症対策支援事業

◆鹿屋市新型コロナウイルス感染症対策 「鹿屋市緊急経営支援金」

【内 容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小企業者等（農林水産事業者を含む）の事業継続を支援するため、鹿屋市独自に支援金を給付します。

【対象者】

鹿屋市内に事業所・店舗がある中小企業者（法人）・個人事業主・農林水産事業者で、令和2年12月～令和3年2月までのうち、任意の1ヶ月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少した事業者。
※その他にも申請要件がありますので、「申請の手引き」にて必ずご確認ください。

【支給額】

中小企業（法人）…一律20万円
個人事業主…一律10万円
※観光関連等の事業者については、次の加算を行います。

業 種	加 算 額
ホテル・旅館等	1万円×部屋数(上限:50万円)
旅行業者	1事業者:20万円
貸切バス事業者	10万円×保有台数(上限:50万円)
タクシー事業者	5万円×保有台数(上限:50万円)
運転代行事業者	5万円×保有台数(上限:50万円)
市内飲食店直接取引先	1事業者:10万円
県の時短要請対象外飲食店	1事業者:10万円

※別途に要件があります

【申請期間】

令和3年3月15日(月)～令和3年5月31日(月)
【※当日消印有効】

【申請方法】

鹿屋市役所 商工振興課 緊急経営支援金担当宛に申請書類を簡易書留かレターパックで郵送

【問合せ先】

鹿屋市役所 商工振興課 (TEL0994-31-1164)
農林水産課 (TEL0994-31-1183)
畜産課 (TEL0994-31-1118)

◆鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策 「時短要請協力金」

【内 容】

鹿児島県知事の要請に応じ、令和3年1月25日(月)0時～令和3年2月7日(日)までの全ての期間において時短要請に協力し、時短営業もしくは休業した飲食店へ協力金を支給します。

※鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、奄美市に対象施設を有する者限定。

【対象者】

①食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定

により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。

②要請前は21時以降も営業していた施設で、令和3年1月25日(月)0時～令和3年2月7日(日)までの全ての期間において鹿児島県の時短要請に協力した施設であること。

ただし、営業時間は5時～21時までの間とし、酒類の提供は11時～20時の間までとした施設。

③令和3年1月22日(金)時点で対象区域（鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、奄美市）において営業継続中であり、今後も営業を続ける意思があるもの。

④業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。

⑤申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。また前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

⑥政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものは対象外となる。

【協力金】

1店舗あたり56万円（※事業者毎に申請を行う）

【申請期間】

令和3年2月26日(金)～令和3年3月31日(水)
【※当日消印有効】

【申請方法】

申請書類を簡易書留かレターパックで郵送

【問合せ先】

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業事務局 (TEL099-295-0386)
※平日、9:00～17:00

◆鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策 「鹿児島県事業継続緊急支援金」

【内 容】

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、令和2年12月～令和3年2月までの間、ひと月の事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付します。また、鹿児島県の「感染拡大警報」の発令に伴う飲食店への営業時間短縮要請や感染拡大地域からの来県自粛要請、県民への往来自粛要請により大きな影響を受けている事業者については、支援金を拡充（上乘せ）します。

【対象者】

原則として、対象期間（令和2年12月～令和3年2月まで）のうち、ひと月の事業収入が令和元年又は令和2年の同月比で70%以上減少している個人事業者、中小法人等（中小企業・医療法人・農業法人・NPO法人等）

※営業時間短縮要請対象外の店舗を有する飲食店、タクシー、運転代行、飲食店と直接取引がある事業者、宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカーの事業者は減少率の要件を50%以上に引き下げるなど支援内容を拡充します。

【給付額】

上限額を超えない範囲で、令和元年又は令和2年の年間事業収入から、対象月の事業収入×12を差し引いた額。

飲食店

鹿児島市、 薩摩川内市、 霧島市、鹿屋市、 奄美市	・事業収入70%以上減少 → 支援金額 上限20万円 ※営業時間が21時までの施設については、下記と同じ支援
上記以外の市町村	・事業収入70%以上減少 → 支援金額 上限30万円 ・事業収入50%以上減少 → 支援金額 上限20万円

飲食店の直接取引先、タクシー、運転代行、宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカー

全市町村	・事業収入70%以上減少 → 支援金額 上限30万円 ・事業収入50%以上減少 → 支援金額 上限20万円
------	--

その他

全市町村	・事業収入70%以上減少 → 支援金額 上限20万円
------	--

【申請期間】

令和3年2月26日(金)～令和3年3月31日(水)
【※当日消印有効】

【申請方法】

申請書類を簡易書留かレターパックで郵送

【問合せ先】

鹿児島県事業継続緊急支援金コールセンター
(Tel099-248-7334)
※土・日・祝日を除く、9:00～17:00

◆国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

【内容】

令和3年1月7日に11都府県に発令された国の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付します。

【対象者】

以下の①・②のいずれの要件も満たしている事業者

①国の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者。緊急

事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者。

②令和元年比又は令和2年比で、令和3年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少している事業者。

※国の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少しなければ給付対象外となります。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

※公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外です。

※県や市など地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。昼間のみに営業を行なっているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ますが、上記の給付要件を満たさなければ、給付対象外です。

※一時支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。

【給付額】

〔令和元年又は令和2年の対象期間の合計売上〕

－〔令和3年の対象月の売上×3ヶ月〕

○中小法人等 ……上限60万円

○個人事業者等 ……上限30万円

【対象期間及び対象月】

令和3年1月～令和3年3月の間の任意に選択した月

※対象期間内に、令和元年又は令和2年の同月と比べて、国の緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

【申請期間】

令和3年3月8日(月)～令和3年5月31日(月)

【申請方法】

※オンライン申請（各所に申請サポート会場を設置予定）

①一時支援金事務局へアカウントの申請・登録を行う

②書類を準備し、事前登録確認機関へ事前確認の予約を行う

③事前確認登録後、申請を行う

【問合せ先】

一時支援金事務局 申請者相談窓口

(Tel0120-211-240)

I P 電話等からの問合せ先 (03-6629-0479)

〔通話料がかかります〕

※ 土・日・祝日を含む全日8:30～19:00

◆国の「中小企業等事業再構築促進事業補助金」のお知らせ

【内 容】

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、企業・団体等の新たな挑戦、思い切った事業再構築を支援します。

【対象者】

- 以下の1～3の要件を全て満たす企業・団体等
- 1、申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
 - 2、事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
 - 3、補助事業終了後3年～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

【補助額】

○中小企業

- ・通常枠…補助額 100万円～6,000万円
〔補助率：2／3〕
- ・卒業枠…補助額 6,000万円超～1億円
〔補助率：2／3〕

※卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、

- ①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠

○中堅企業

- ・通常枠…補助額 100万円～8,000万円
〔補助率：1／2〕
- ※4,000万円超は1／3
- ・グローバルV字回復枠…補助額 8,000万円超～1億円〔補助率：1／2〕

※グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3年～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

○緊急事態宣言特別枠

左記1～3の要件に加え、国の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1月～令和3年3月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。

<補助額>

従業員数 5人以下 : 100万円～ 500万円
従業員数 6人～20人 : 100万円～1,000万円
従業員数 21人以上 : 100万円～1,500万円

<補助率>

中小企業：3／4 中堅企業：2／3

【問合せ先】

3月中の公募開始に向けて、現在、公募要領等を作成中のため、詳しい内容等につきましては、経済産業省や中小企業庁のホームページにてご確認ください。

なお、補助金の申請については経済産業省が運営するjGrantsによる電子申請のみの受付予定ですので、申請予定の方は予めGビズIDの取得をお願いします。

（通常、取得までに2週間以上必要となります。）
jGrantsホームページ <https://jgrants.go.jp>



＼ いつも台所にはマルイの醤油・味噌 ／

商品やおいしいレシピをご紹介します！
くわしくは坪水醸造のウェブサイトへ
<https://tsubomizu-marui.co.jp>

坪水醸造

検索



ウェブサイトはこちら



坪水醸造株式会社

〒893-0001 鹿児島県鹿屋市古前城町5番7号
TEL 0994-42-3177 FAX 0994-42-0292



(有)ふくどめ小牧場 「令和2年度 6次産業化アワード」 食料産業局長賞を受賞

「令和2年度6次産業化アワード」において(有)ふくどめ小牧場（獅子目町）が「食料産業局長賞」を受賞されました。この賞は、政府が6次産業化*の推進を図り地域ネットワークの構築に繋げるべく設けられたもので、「食料産業局長賞」は今回、全国で5つの事業所しか選ばれていない栄えある賞となっております。

ふくどめ小牧場は、「見栄を張らず、いたずらに拡大せず、小さな幸せを食卓へ届けたい」という思いを込めて会長の福留公明氏のご夫婦で設立した会社です。

その後、次男の洋一氏が留学中に発見した、味や肉質の優れた「サドルバック」という種類の豚を、長男で代表取締役の俊明氏が試行錯誤の末に繁殖を成功させ、日本で唯一の生産に至りました。更に、サドルバックを自社交配させ、オリジナルブランドの「幸福豚」の生産にも成功しております。生産された豚は、食肉加工の国家マイスターを取得した洋一氏が主体となって加工し、他社にはない商品を種類豊富に取り揃えていることが強みとなっております。また、豚の肉だけではなく皮も使用するほか、骨は飲食店に提供され、堆肥は地元農家などによって活用されることで循環型社会の形成にも貢献しています。

実は、当初は6次産業化を意識しての事業展開だったわけではなく、自社にできることに労を惜まず、品質の向上と地域への貢献を追求した結果、自然と現在の形態になったとのこと。尚、その根底には公明氏の「自分たちのものは自分たちで責任をもって販売を行う」という教えがあったからこそ実を結んだとのことでした。



▲店舗外観



▲多種多様の商品

今後の展開に関しては、不安定な社会情勢ではありますが、商品価値を高めながら更にフードロスが少なくなるように事業展開を行っていききたいとのことでした。

所在地：鹿屋市獅子目町81-1
営業時間：10時00分～17時30分
定休日：月・火曜日
電話：48-2324
会社HP（ギフトの注文もできます）
→ <https://fukudomesmallfarm.com/>
※現在レストランは休業中（販売は通常通り）

※6次産業化…1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

Marujin 丸紅塵芥清掃 有限会社

お見積り無料!! お気軽にお電話下さい。

☎(0994)43-0110

〒893-0067 鹿屋市大浦町13451-1

FAX (0994)43-0171

<http://www3.synapse.ne.jp/marujin/>

☑ でのお問い合わせも受付中!!

商工会議所活用事例

当所では様々な制度を案内し、利用するためのお手伝いをさせて頂いております。そこで、今回は当所をご活用いただいている「ファクトリー牛込」代表：牛込眞一氏にお話を伺いました。

これまで活用された制度等

- ・事業承継補助金（平成30年度採択）
- ・小規模事業者持続化補助金（令和元年度採択）
- ・専門家派遣制度（エキスパートバンク）
- ・事業計画書作成支援セミナー等の各種セミナー
- ・金融支援

商工会議所活用のきっかけ

現在の「ファクトリー牛込」の前身であり、父が代表を務めていた「牛込商会」の時代から、商工会議所との付き合いがありました。その当時は、帳簿の作成や確定申告などの税務面を中心にご助力頂いていたと記憶しております。

その後、私が承継するにあたって従前の販売メインから、お客様と長くお付き合いができるようにアフターサービスを含めたメンテナンス業に重きをおきたいと考えました。その際に、同業他社との差別化を図るため天井クレーンを整備したいと考え、活用できる補助金がないかと相談したところ「事業承継補助金」を薦められました。

ファクトリー牛込

【所在地】 鹿屋市西祇川町397-2

【電話】 0994-43-5034

【営業時間】 8:30 ~ 17:30

（日、祝は休み）

【事業内容】 農業機械販売/修理/
買取 中古農機具販売
小型土木・建築機械修理



▲導入した天井クレーンを用いた作業

補助金の活用について

事業承継補助金の活用のため、事業計画書の作成に取り組みました。以前より妻が商工会議所の事業計画書作成支援セミナー等を受講しており、一度、自力で計画書を作り上げました。その後、商工会議所の職員の方と協議を重ねて推敲し、計画書を完成させ無事に補助金の採択を受けることができました。

また、当店でお客様と商談をするスペースが確保できていなかったこと、自信を持っていた技術力が、お客様になかなか認知して頂けなかったことを解消するために令和元年度には小規模事業者持続化補助金を活用し商談スペースの新設・ITを活用した周知広報・店舗の看板作成を行いました。

その際も、一度自分で計画書を作成したのち商工会議所の職員の方にアドバイスを頂いたり、専門家の先生を派遣して頂いたりして計画書の完成に至りました。自分で計画書を作成することで、自分の中でやりたいことを整理できると共に、事業所の強みや問題点の再発見に繋がると感じました。

今後について

商工会議所は、経営上やその他の様々な悩みに関して親身に相談にのっていただけるので、引き続きご指導を受けながら、案内される各種制度の活用などを通じて、販売・点検・修理までをワンストップでサービス提供できる、農家さんが孫の代まで農業を続けさせたいと思えるようなサポートを行える事業所として活動してまいります。

また、商工会議所のセミナーでPOPの作成について学んだり、著名な方の講演を聴講して刺激を頂いたりしております。

これからも日常の事業活動について、特に課題が発生した際に的確にご指導頂ける、頼れる存在として、商工会議所を活用していきたいと思っております。

『電球1個から』



株式会社 宇都電設

〒893-0015 鹿児島県鹿屋市新川町5481

TEL 0994 (42) 5855 FAX 0994 (42) 5880

HP <http://utoden.biz/>

令和3年4月1日より、 税込価格の表示(総額表示)が必要になります！

- ー 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- ー 店頭の時札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◆総額表示に《該当する》価格表示の例 ※税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円 10,780円(税込) 10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、
消費税額や税抜価格を併せて
表示することも可能

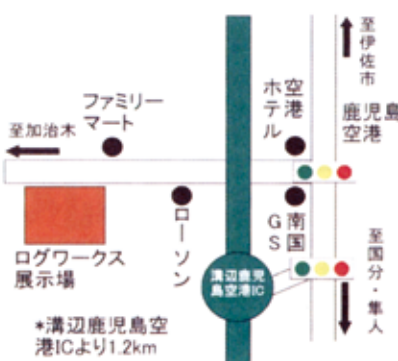
◆総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以降は、総額表示が必要になります。



鹿児島空港近くにある九州最大規模のログワークス住宅総合展示場。ログハウスをはじめ多種多様な個性的な木の家、全7棟をご体感下さい。

ログワークス株式会社吉留住設
 HP: <http://www.logworks.jp> E-mail: info@logworks.jp  
 ■鹿児島空港展示場
 〒899-6404 鹿児島県霧島市溝辺町麓394
 TEL0995-58-2607 FAX0995-58-4981
 営業時間: 10:00~18:00 定休日: 水曜日





Honda Cars 鹿児島東

鹿児島県鹿児島市笠之原町2038-1
鹿屋中央店 TEL.0994-43-4193

鹿児島県志布志市志布志町安楽2027-1
志布志店 TEL.099-472-4590

VEZELe:HEV
 2021年4月、登場



「一日公庫」を開催致します

当所では、日本政策金融公庫鹿屋支店のご協力のもと「一日公庫」を開催致します。

「一日公庫」では、事前に借入申込書と必要書類を提出して頂き、当日に面談を行います。その日に融資の決定を行う場合もございますので、通常の申込みより早い融資が期待できます。

当日は、ご融資に関する相談だけでもお受けいたしますので、どうぞお気軽にお申し込みください。

【日 時】 令和3年4月7日（水）10：00～

【場 所】 鹿屋商工会議所 1 階会議室

【相 談 員】 日本政策金融公庫 鹿屋支店 融資担当

【制 度】 普通貸付、特別貸付 等

※用途に応じた資金が他にもあります。

【受付締切日】 申込みをご希望される方は、同封の『一日公庫』申込書にご記入頂き、必要書類を準備の上、**3月31日(水)まで**にお申し込み下さい。

〔お問合せ先〕 当所 振興課まで TEL：4 2－3 1 3 5

鹿児島県の最低賃金について

現在の鹿児島県の最低賃金は下記の通りとなっております。

地域別最低賃金

鹿児島県 最低賃金	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
	793円	令和2年 10月3日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	815円	令和2年 12月27日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県の最低賃金は適用されます。) ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自 動 車（新 車） 小 売 業	847円	令和2年 12月24日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県の最低賃金は適用されます。) ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	793円	左記の最低賃金は、令和2年度は改正がありませんでした。 このため、 令和2年10月3日から鹿児島県最低賃金793円 以上の支払いが必要となります。	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） | ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） |
| ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 | ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 |

金融機関からのお知らせ

鹿児島信用金庫「鹿屋支店」「寿支店」 店舗統合のご案内！

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当金庫「寿支店」（支店コード038）は、令和3年5月14日（金）の営業終了をもちまして「鹿屋支店」（支店コード021）へ統合させていただくこととなりました。

ここに長年にわたるご高配とご愛顧に対し、深く感謝申し上げます。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、「寿支店」のお客様のお取引は、令和3年5月15日（土）より「鹿屋支店」へ継承させていただきたく、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

店舗統合後もお客さまにご迷惑をおかけすることのないよう誠心誠意努めさせていただきますとともに、お客さまの利便性向上と地域社会の発展に貢献していく所存でございます。

今後とも何卒変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

鹿児島信用金庫

寿支店最終営業日
令和3年5月14日（金）

鹿屋支店（支店コード021）
〒893-0006 鹿屋市向江町2番6号
☎0994-42-4185

寿支店（支店コード038）
☎0994-44-7121（鹿屋支店店舗内）



本年秋には、鹿屋市寿8丁目16番8号（旧寿支店跡地）に鹿屋支店として新店舗が完成する予定となっております。今後とも職員一同、一層のサービス向上に努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

鹿児島相互信用金庫より 「西原支店」移転のお知らせについて

当金庫「西原支店」におきましては、店舗の効率的な運営を図る観点から令和3年4月16日（金）をもちまして、下記のとおり鹿屋支店内に移転いたしますのでお知らせいたします。

これまでのご厚情に深く感謝いたしますとともに、これからも一層の金融サービスの向上に努める所存でございますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 移転先

鹿屋市寿5丁目2-24 鹿屋支店内

2. 現在の住所地での最終営業日

令和3年4月16日（金）

3. 移転先での営業開始日

令和3年4月19日（月）

※ 移転後も店番・店名・口座番号に変更はございません。これまで通り通帳・証書・キャッシュカードはご利用いただけます。

※ ATMコーナーは取扱時間を以下の通り変更（延長）いたします。なお、変更日についてはホームページ等でお知らせいたします。

変更前		変更後	
平日	8:50～19:00	平日	8:00～21:00
土日祝	なし	土日祝	8:50～19:00

当店以外のお問い合わせ先

鹿児島相互信用金庫 経営企画部（担当：田上・大野）
〒890-0062 鹿児島市与次郎1-6-30 TEL (099) 259-5222

鹿屋市中小企業合同入社式・新入社員研修講座のご案内

鹿屋市内の中小企業等に入社された新入社員の門出を祝し、社会人としての自覚と地域社会に貢献されることを願って、新入社員合同入社式を開催致します。

合同入社式終了後、新入社員の人材育成を目的として、職場における基礎的知識や魅力アップのためのビジネスマナーについて、わかりやすく身につけるための「新入社員研修講座」を開催致します。

多数のご参加をお待ち致しております。

【日 時】 令和3年4月7日（水）
9時00分～9時50分 鹿屋市中小企業合同入社式
10時00分～17時00分 新入社員研修講座

【場 所】 鹿屋商工会議所（鹿屋市新川町600番地）

【講 師】 ㈱清友 代表取締役社長 宮之原 明子 氏

【対 象 者】 鹿屋市内の中小企業等に入社された方及び入社されて1年未満の方

【受 講 料】 無 料

【申込期限】 令和3年3月26日（金）※それ以降については要相談

【共 催】 鹿屋商工会議所・鹿屋市

【後 援】 鹿屋労働基準監督署・鹿屋公共職業安定所

【問合せ先】 当所振興課まで（TEL:0994-42-3135）



▲宮之原 明子 氏

※詳しい内容につきましては、同封のチラシをご参照ください

忙しいあなたに代わって
記帳のお手伝い

記帳代行のご案内 ～新規委託先募集中～

商工会議所では、記帳指導の一環として「記帳代行」を行っております。記帳代行とは、日々の記帳処理が困難な小規模事業者に対し、事務の合理化を図るため、当所の会計ソフトで記帳事務を代行するものです。損益計算書・貸借対照表を作成しますので、青色申告特別控除を適用することもできます。また、記帳代行を通じて財務状況が把握でき、経営状態の分析にも役立ちます。



記帳代行ってなにをすればいいの??

営業日報（売上・仕入・経費）を毎日記入していただき、その日報を当所へご提出いただきます。それに基づき、当所記帳指導担当職員が、帳簿（総勘定元帳）の作成を行います。また、毎年度末の確定申告書・決算書作成の指導までをサポートいたします。（決算代行については別途手数料を戴きます。）

記帳代行の効果は??

- ・経理事務の負担が軽減され、事業活動への集中が図れます。
- ・四半期ごとの売上、仕入れ、経費の支出状況を提示、経営の状況が把握できます。
- ・決算、申告、年末調整に関わる事務が大幅に軽減されます。
- ・計算が複雑な減価償却費の計算も簡単にできます。

記帳代行の対象は??

- ・当所の会員であり、かつ**個人の小規模事業者**の方
- ・現在、税理士の指導を受けていない方
- ・前年の青色申告特別控除前の所得が400万円以下の方
- ・青色申告者または青色申告希望者の方

記帳代行の手数料は??

毎月6,000円（消費税別）

※確定申告書・決算書の作成については、所得規模に応じて手数料が異なりますので、別途お尋ねください。

▼決算代行業務も承っております。

毎日帳簿（現金出納帳・経費帳・売掛帳・買掛帳等）を記入されている方で、確定申告書・決算書作成の指導をご希望の方についても、申込みを承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

【記帳代行に関するお問い合わせ先】 当所 振興課 まで TEL：0994-42-3135



大濱酒造株式会社

〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町21番1号
TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950

●お酒は20歳になってから。●飲酒は楽しく適量を。●妊娠中・授乳期の飲酒はお控えください。●飲酒運転は法律で禁止されています。

申告所得税、贈与税及び 個人事業者の消費税申告・納付期限の延長について

国税庁では、政府の方針を踏まえ確定申告会場の混雑回避の徹底を図るために、**申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長**することとなりました。

また、これに伴い、**申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長されることとなりました。**

★ 申告期限・納付期限

申告所得税	令和3年3月15日（月）	➡ 令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	令和3年3月31日（水）	
贈与税	令和3年3月15日（月）	

★ 振替日

申告所得税	令和3年4月19日（月）	➡ 令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	➡ 令和3年5月24日（月）

<本件についてのお問い合わせ先>

鹿屋税務署 0994-42-3127 もしくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

小規模事業者持続化補助金・公募中!

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

現在、「一般型」の第5回受付締切分の公募が行われています。

本補助金は、商工会議所等のサポートを受けながら『経営計画書』及び『補助事業計画書』を作成し、審査を経て採択・交付決定された後、所定の補助（原則：補助上限額50万円・補助率2／3）を受けることができます。（補助対象経費分の発注や支払いは、原則補助金の交付決定後に可能となります。また、補助金の受取は実績報告の後になります）

◎補助対象者

補助金の対象となる事業者は小規模事業者と一定要件を満たす特定非営利活動法人です。

小規模事業者の要件は、以下の通りです。常時使用する従業員の詳細については、公募要領にてご確認ください。

- 商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）
▶ 常時使用する従業員の数 … 5人以下
- サービス業のうち宿泊業・娯楽業 及び 製造業その他
▶ 常時使用する従業員の数 … 20人以下

◎申請締切（令和2年度公募分）

第5回受付：令和3年6月4日（金）〔締切日当日の消印有効〕

◎当所が発行する様式について（一定の時間を要します）

- ・申請にあたっては、当所が発行する「事業支援計画書（様式4）」の添付が必須です。
- ・発行にあたっては、『経営計画書』及び『補助事業計画書』等の確認作業を行わなければならない為、一定の時間を要します。
- ・6月4日（金）締切分に申請をお考えの場合は、余裕を持った日程〔概ね2週間前：5月20日（木）迄〕に申請に必要な書類を作成の上、当所までご相談ください。
- ・申請締切まで1週間を切ったタイミングでのご相談や計画書の完成度によっては、発行が間に合わないケースもございますので、予めご了承ください。

◎ホームページ（公募要領や申請様式については、以下よりダウンロードしてください）

<https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/sinsei/>

〔お問合せ先〕当所 振興課まで TEL：0994-42-3135

明日から実践したくなる！ 実務に活かす 簿記・経理講座を開催しました！

去る2月3日（水）～2月5日（金）の3日間にわたり、㈱エーアイエーの林英俊氏を講師に迎え「明日から実践したくなる！実務に活かす簿記・経理講座」を開催致しました。

講座初日は簿記学習者や経理担当者向け、2日目は経理担当者向け、最終日は経営幹部・経営者向けと内容を変えて行いました。受講生からは簿記講座のテキストや講師の説明について、「とても分かりやすかった」という声を多く頂いたほか、簿記・経理講座について機会があれば「このようなセミナーにまた参加したい」という声が寄せられました。



▲ 講師の説明を受ける受講者

小規模事業所・中小企業のための「事業承継」を開催しました！

去る2月10日（水）当所において、中央税務会計事務所の所長：中島由雅氏を講師に迎え、「小規模事業所・中小企業のための事業承継」を開催致しました。

約40年ぶりに改正された相続法を分かりやすく丁寧にお話し頂きました。

また、講師の中島氏自身も、先代の急逝により事業承継を行った際、顧客・従業員の離脱もなく、親族とも円満に承継できた経験を基にお話し頂いたセミナーは、とても好評でした。



▲ 熱心に耳を傾ける受講者



〒893-0009

本社 鹿児島県鹿屋市大手町12-1

TEL (0994)43-4178

FAX (0994)44-9371

各種無料相談承ります。(45-5539)

1. 遺産分割・遺言の手続
2. 施設入所者などの成年後見人
3. 独居高齢者等を支援する任意後見人
4. 車庫証明、車の名義変更手続 **出張封印**
5. 外国人雇用のための在留資格新規申請・更新等
6. 結婚・別居・離婚のための契約書・合意書・協議書
7. 許認可申請(住宅宿泊業(民泊)届出含む)
8. 風俗営業等許可申請・届出
9. 法人(NPO含む)設立、定款変更、議事録作成 等

※ 土日・祭日に相談希望の方は、ご連絡下さい。

鹿児島県行政書士会会員 福岡入国管理局届出済
寺岡行政書士事務所 行政書士 寺岡 正 善
鹿屋市田崎町2815番地 (セブンイレブン斜前)



TATARA ARCHITECTS & ASSOCIATES OFFICE 店舗・共同住宅・一般住宅などの建築をお考えの方、ご相談・お問合わせ等、
株式会社 鑑建築設計事務所 お気軽にご連絡ください。皆様のお悩み・ご質問に無料でお応えいたします。

〒893-0013 鹿屋市札元2丁目3692-10 SRマンション3F TEL: 0994-42-2168 ホームページ <http://www.tatara-sekkei.com>

・併設の食堂にて、毎日無料朝食サービス付き！
・キッチン完備。バス・トイレ別で合宿や長期出張に最適！
・パーティールーム、会議室整備。
会議や食事会に是非ご活用ください。厨房設備がついて
いますので、合宿の際の夕食作りにも便利です。
・お食事処「VistaMare358」も併設しています。
・鹿屋市札元にて「アパートメント型宿泊施設SRマンション」
の運営もしております。お問い合わせはお気軽に。

逆境に負けない！
強い経営への挑戦

ピンチをチャンスに！を開催しました！

去る3月1日（月）に、テレビ番組の「ガイアの夜明け」等で取り上げられ、「佰食屋」を展開している株式会社minittsの代表取締役：中村朱美氏を講師に迎え「逆境に負けない！強い経営への挑戦 ピンチをチャンスに！」を開催致しました。

セミナーでは、新型コロナウイルス感染症の影響で2店舗の閉鎖を決断した中村代表が、その後、どのような計画を立てそれをいつ実施し、利益率を4倍に増やしたかなど具体的にお話し頂きました。

受講者からは、セミナーの内容について「とても良かった」「刺激的だった」などの声を多く頂きました。



▲ 中村氏の講演の様子

商工会議所LOBO(早期景気観測) —2021年2月調査結果—

業況DI は、緊急事態宣言の影響が続き一進一退。先行きは不透明感続くも、持ち直しを見込む

○調査期間：2021年2月9日～16日

○調査対象：全国337商工会議所の会員 2,749企業

(内訳)建設業：453 製造業：655 卸売業：318 小売業：562 サービス業：761

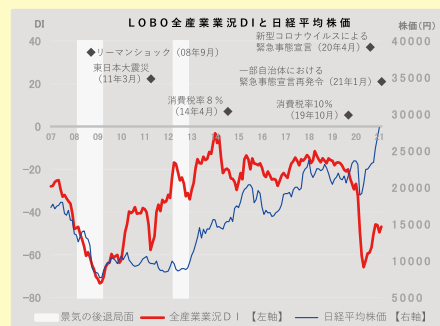
○DI値とは：業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準としてプラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。

ポイント

全産業合計の業況DIは、▲46.8と、前月比+2.7ポイント。中国向けの生産増が続く自動車関連やデジタル投資の増加を背景に需要が伸びている半導体・電子部品関連の製造業のほか、巣ごもり需要により飲食料品や家具家電の売上が堅調な小売業が全体を押し上げた。一方、10都府県における緊急事態宣言の延長に伴う営業時間の短縮やGoToキャンペーンの一時停止により、客足が落ち込む外食産業や観光産業では苦戦が続く。同業種でも扱う商材などにより好不調が分かれる状況もうかがえるほか、新型コロナウイルス感染対策のコスト増加による収益圧迫などもあり、中小企業の景況感は足元で鈍い動きが続いている。

先行き見通しDIは、▲39.3と今月比+7.5ポイント。コロナ禍の収束が見通せない中、新たな借入への懸念や、雇用調整助成金の特例措置などの政策効果剥落後の資金繰り悪化、春の観光需要喪失を不安視する声は多く、先行きの不透明感から、中小企業においては慎重な姿勢を崩していない。一方、半導体・電子部品関連の生産増や巣ごもり消費による下支えのほか、新型コロナワクチンによる感染抑制に期待する声も聞かれた。

尚、建設業については、設備投資などの民間工事の受注は低迷が続いているものの、災害復旧や道路・橋梁の修繕など土木を中心とした公共工事が下支えし、改善。また、一部ではテレワークの普及による在宅時間の増加などから、居住空間を見直す消費者からのリフォームや戸建ての受注が伸びているとの声も聞かれた。



地元生まれ、地元で育ち、地元で貢献する。

鹿児島総合警備



鹿屋支店

〒893-0015 鹿屋市新川町600 鹿屋商工会議所会館5階
TEL. 0994-40-0006 FAX. 0994-40-0017

当所ホームページでおすすめの商品を紹介してみませんか？ 「ピーアールモール」のご案内

当所のホームページでは、「ピーアールモール」コーナーを設けております。本コーナーは会員事業所のおすすめの逸品を紹介し、各々の店舗へ誘導を行うことで売り上げアップを図るコーナーです。現在、ページは改修中ですが、随時更新を行っていく予定であります。

掲載については一社一品で無料で承っておりますので、この機会にどうぞ情報の発信を行ってみたいかがでしょうか。

【お問い合わせ】 当所 振興課まで TEL：0994-42-3135

▶ ピーアールモールの入口



小さな掛け金で
大きな安心の

まごころ共済

□まごころ共済とは…

人身事故で加害者となった場合に、見舞金費用や香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。まごころ共済は、任意保険でカバーできないこれらの出費を**契約者にお支払致します。**

〈まごころ共済の特徴〉

- ①事故の際に共済金をご自分（ご契約者）がお受取人になります。
- ②物損事故でもお支払い。
（自分に過失が少しでもあり、相手の損害が20,000円以上の時、任意保険とは関係なく30,000円をお支払いします）
- ③登録したお車なら年齢条件関係なく家族（法人の場合は従業員）も対象となります。
（それ以外の方でもお名前の登録をしましたら対象になります※2名まで）

**過去3年以内の事故なら
今からでも請求可能です！**

□安い掛金…普通車1,000円(月々) 軽自動車550円(月々)
(年一括払いにすれば2ヶ月分お安くなります。)

※お引き受けできないナンバープレートもあります。(営業用自動車:緑ナンバー・黒ナンバー等)

【お問い合わせ先】当所総務課 県火災共済係まで TEL:0994-42-3135 FAX:0994-40-3015



株式会社 南日本飲料

鹿屋市川東町7637番地
☎0994-42-3038



青年部だより

FROM KANOYA YOUNG ENTREPRENEURS GROUP

自動販売機の掲載広告募集のお知らせ

鹿屋商工会議所青年部では地元企業のアピールと経済の活性化を行うべく、「鹿屋市企業広告掲載自動販売機設置事業」を行うこととなりました。そこで、以下の通り広告掲載企業を募集いたしますので、ご興味・ご関心をお持ちの際は下記の連絡先までどうぞお問合せください。

† 広告掲載料

月額3,000円（場所・月の指定可能）

† 申込締切

広告掲載希望月の前月15日まで

† 設置予定場所

- ・ニューワールドホテル
- ・ホテルしらさぎ
- ・炙りやそうすけ（アークビル向かい）
- ・リナシティかのや
- ・鹿屋商工会議所

† 広告サイズ

縦 30cm × 横 70cm 以内

※ 広告デザインに関しましては自社持ち込み、または広告制作依頼となります。広告のデザイン制作を依頼（有料）したい方は当青年部の事務局（下記）までお問い合わせください。



▲ 自販機イメージ

〔お問い合わせ先〕 当所青年部事務局まで TEL：0994-42-3135（鹿屋商工会議所内）



いつもいつも
ありがとうございます
西文社印刷
SEIBUNSHA PRINTING



本 社 〒893-0013 鹿屋市札元2丁目3808-6

URL <http://www.k-seibunsha.co.jp>

支 店 〒899-7103 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

URL <http://www.k-seibunsha.co.jp>

TEL 0994-43-3094 FAX 0994-43-7172

E-mail: info@k-seibunsha.co.jp

TEL 099-471-1328 FAX 099-471-1329

E-mail: sp06@k-seibunsha.co.jp

女性会通信

女性の活躍推進セミナー

『NOの理屈よりYESの可能性を』を開催しました

2月26日（金）、元南極調理隊員の渡貫淳子氏を講師に迎え、当所女性会主催の「女性の活躍推進セミナー」を開催いたしました。

家事・育児に奮闘する毎日の中で「南極で働きたい」と思ったきっかけや、夢が目標に変わった転機、南極の生活で学んだ事、当時の家族の反応などを紹介。

渡貫氏は話題となった「悪魔のおにぎり」の考案者で、「悪魔のおにぎり」は南極での生活中、廃棄を防ぎながら料理を作る環境が背景にあったと、その誕生秘話も教えていただきました。帰国の際に南極には一切ごみを置いて帰れないため、いかにごみを出さずに料理を作るか、というのが当時の課題の一つだったそうです。

他にも自身の経験をもとに、女性の挑戦へ背中を押す内容の講話となりました。

終了後に講師のもとへ個別に話を聞きに行く参加者も多く、「良い話が聞けた」との意見もあり好評のうちに終了しました。

また、渡貫氏より「女性が元気な鹿屋市はとても活気を感じる街でした。」との言葉をいただきました。



▲講師の話を熱心に聴講する参加者の様子

世界各国から、
また日本各地から
多彩な「食材」を
安定供給します。



(南九貿易物流センター)

市街への創造
グリーンビジネスセンター

株式会社 **南九**
http://www.nan9.com

九州農産物で世界に羽ばたく!!



農産物輸出入貿易事業

農産物生産販売事業

【現在の取引国】...

中国・台湾・韓国・タイ・ベトナム・フィリピン・南アフリカ・オランダ・アメリカ
メキシコ・チリ・ペルー・グアテマラ・オーストラリア・ニュージーランド・トンガ



新エネルギー事業



きこりたち店

本社：〒893-0047 鹿児島県鹿屋市下堀町9578番地5
TEL 0994-44-1860 FAX 0994-44-9925
福岡貿易部：〒813-0019 福岡市東区みなと香椎3丁目4-3
TEL 092-663-1860 FAX 092-663-3705
きこりたちの店：〒893-0047 鹿児島県鹿屋市下堀町9578番地5
TEL 0994-40-8277 FAX 0994-44-9925

税理士事務所での無料税務相談を実施しています!

相談会場 南九州税理士会・鹿屋支部の会員事業所

相談を希望される税理士事務所に電話予約をして下さい。

※詳しくはパソコン・スマホで **南九州税理士会** を検索・クリック!
ホームページをご覧ください。

税理士には、職務上の知り得た秘密を守る義務(守秘義務)が課されていますので、安心してご相談下さい。

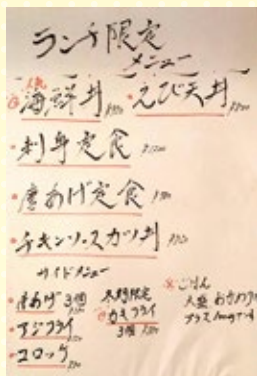
税理士はあなたの暮らしのパートナー
南九州税理士会・鹿屋支部

最寄りのグルメ

筆者の主観により
不定期で飲食店を紹介するコーナー。
今回は
益やんの「チキンソースカツ丼」

昼の12時前に店に到着。のれんをくぐり、横開きの戸を開けると既に美味しそうな匂いが広がっていた。「いらっしやいませ！」元気な挨拶が聞こえ、座敷の席に通された。今日は朝から口の中がランチ限定のチキンソースカツ丼の気分になっていた。

注文して少しすると、お盆に乗せられたどんぶりが運ばれた。漬物と汁物も一緒だ。凄い。何度見ても見事なチキンカツの山がそこにあった。タワーを少し眺めたのち、カツを一口。柔らかい。そのボリュームに目が行きがちだが、しっかりとこだわりの味がある。そうしてカツを2、3個たいたらげたが、まだまだ白飯の姿は見えない。そうすると、ご飯を食べたい場合はカツを先に食べないといけ



ないのか？という疑問が出るかもしれないが、ここにお店の気遣いがある。カツを一時的に置くための小皿も一緒に運ばれてくるのだ。2個ほどカツを小皿に避難させ、白飯を一口。味噌汁をいただき、次は気分転換に、添えられたカラシをカツに馴染ませ頬張る。キャベツと白飯を口に運び、またカツをいただく。それを繰り返して食べ終わるころには文字通り腹一杯となった。

同じくランチ限定の唐あげ定食やえび天井もボリューム満点であるし、海鮮丼や刺身定食なども人気メニュー。次にお邪魔した時は何をお願いしようか迷うのも楽しみの一つだ。

今日もごちそうさまでした。

◇ 夜は寿司や串焼き、そのほか一品料理が提供される。また、寿司や刺身、串焼きや天ぷらの盛り合わせなどをテイクアウトできる（寿司や刺身は前日までに予約が必要）

寿司居酒屋 益やん

【所在地】 鹿屋市寿2-15-31
【TEL】 0994-41-0985
【営業時間】 月～金 **ランチ** 11:30～14:00
(オーダーストップ 13:30)
月～土 18:00～23:00
(オーダーストップ 22:45)
【定休日】 日曜日
※ランチは土・日・祝日休み
【駐車場】 12台

かつ満佐さん
★
上谷田建設さん
大海酒販さん
鹿児島県農業信用組合
鹿屋支店さん



会員さんの広場

(株)ロボネット・コミュニケーションズ

【所在地】 鹿屋市白崎町2-8 のだビル204号(フェスティパロさんの真上)
【TEL】 45-6107
【HP】 <https://robonet-c.jp>



今回ご紹介する(株)ロボネット・コミュニケーションズさんは、ICTやプログラミング教育の推進に取り組んでいる会社で、現在、ICT支援員の資格を持った社員が鹿屋市内の小中高校のICTを支援しているほか、鹿屋市内の4つの高校等でプログラミング教育を行っているとのこと。

また、ICTを活用した農業支援にも取り組んでおり、鹿児島きもつき農業協同組合などと連携し、国家プロジェクトである「スマート農業実証プロジェクト」の進行管理役としてプロジェクトの推進を担っております。

具体的には、鹿屋・大隅地域の主要作物であるさつまいもの生産にドローンやロボットトラクタ、AIやIoTなどの最先端技術を導入して技術及び経営の効果を実証する取り組みを行っています。

そのほかにも、人型ロボットPepperの管理や、スマートフォンをはじめとした電子機器に防弾ガラスと同じ素材を用いたコーティング、また、なんと服飾等へのコーティングも行うなど最新技術に取り組んでいます。

ホームページ等ソフトウェアの開発や各種ICT機器の導入支援等も行なっておりますので、ご興味のある方はどうぞお問合せください。



2021年度 各種検定試験日程

検定種目		検定施行日	申込受付期間	受験料	
				受験級	2021年
珠算	下級・暗算 (第114回)	2021年 4月11日(日)	2/22(月)~3/10(水)	段位 ・両方受験 ・珠算のみ ・暗算のみ	2,950円
	珠算能力 (第222回) 段 位 (第132回)	2021年 6月27日(日)	5/10(月)~5/26(水)		2,550円
	下級・暗算 (第115回)	2021年 8月 1日(日)	6/14(月)~7/2(金)		1,220円
	珠算能力 (第223回) 段 位 (第133回)	2021年10月24日(日)	9/6(月)~9/23(木)	1級	2,340円
	下級・暗算 (第116回)	2021年12月12日(日)	10/25(月)~11/10(水)	準1級	2,040円
	珠算能力 (第224回) 段 位 (第134回)	2022年 2月13日(日)	12/20(月)~2022年1/12(水)	2級	1,730円
簿記	1級~3級 (第158回)	2021年 6月27日(日)	4/26(月)~5/14(金)	準2級	1,630円
	1級~3級 (第159回)	2021年10月24日(日)	10/5(火)~10/22(金)	3級	1,530円
	1級~3級 (第160回)	2022年 2月13日(日)	1/11(火)~1/28(金)	準3級	1,320円
インターネット 申込受付可能	ネット試験へ移行				
簿記	日程調整中			4~6級	1,020円
				7~10級	910円
				暗算	910円
リテール マーケティング (販売士)	ネット試験へ移行				
かごしま 検定	日程調整中			1級	7,850円
				2級	4,720円
				3級	2,850円
カラー コーディネーター	ネット試験へ移行				
ビジネス 実務法務	※東商検定は、事前申込制(日時指定)です。各検定1年に2シーズン受験期間を設けます (おおよそ6月~7月、11月~12月・検定ごとに異なります)。 また、受験は各検定・各級につき1シーズン1回限りです。 詳細については東京商工会議所検定ホームページ http://www.kentei.org/ へ				
福祉住環境 コーディネーター					
環境社会 検定(eco検定)					
DCプランナー (企業年金 総合プランナー)	ネット試験へ移行		※申込は「一般社団法人 金融財政事情研究会」のホームページ よりお願い致します。なお、申込期間、受験会場は各自ご確認 ください。 http://www.kentei.ne.jp/planner		

※簿記検定はインターネット申込受付をしております。

鹿屋商工会議所ホームページ<http://kanoya-cci.omega.ne.jp/service/main-nav03.html>よりお申込みください。

※カラーコーディネーター、ビジネス実務法務、福祉住環境コーディネーター、eco検定は、「東京商工会議所検定センター」へ
インターネットもしくは電話で直接お申込みください。 東京商工会議所検定ホームページ <http://www.kentei.org/>
TEL 03-3989-0777 (土日・祝日・年末年始を除く10:00~18:00)

※ネット試験は各地ネット試験会場で受け付けています。

ネット試験施行機関(各施行機関でネット科目の実施内容が異なります。事前にお問い合わせください。)

・鹿屋ビジネス専門学校 TEL 891-2311 鹿屋市白水町281 TEL 0994-46-5088 FAX 0994-46-5123
・(有)KWS 鹿屋パソコンスクール TEL 893-0064 鹿屋市西原4丁目9-11 TEL 0994-40-4158 FAX 0994-40-4178
・(株)ポネット・コミュニケーションズ TEL 893-0016 鹿屋市白崎町2-8のだビル204号 TEL 0994-45-6107 FAX 0994-45-6108

※商工会議所検定情報ホームページ <http://www.kentei.ne.jp/>



24時間営業店舗

- ◆ 旭 原 店 ☎ 0994-40-1200
- ◆ 川 西 店 ☎ 0994-40-4500
- ◆ 西 原 店 ☎ 0994-40-3233
- ◆ 東 串 良 店 ☎ 0994-63-3000
- ◆ 高 山 店 ☎ 0994-65-7000
- ◆ 有 明 店 ☎ 099-471-6060
- ◆ 串 間 店 ☎ 0987-71-1866
- ◆ 焼肉こだわり館 ☎ 0994-41-0081



遺品整理のご相談、 承ります。



ご親族の死去にともなう遺品の整理。突然の不幸はどなたにでも起こり得ます。
カナザワは、故人の方の家財道具をはじめ、マンションの一室や一軒家丸ごとのお片付け、納屋等のお片付け、分別がわからずに手が付けられないものなど
遺品整理・処分のご相談を承ります。

遺品整理処理業務には一般ごみ等の許可が必要です。

弊社は遺品整理に関わる一般ごみの取り扱いに関する全ての許可を取得しております。



株式会社 **カナザワ**

お近くのカナザワまでお気軽にお問い合わせください。
<http://www.41-1717.jp/> ■ [recycle.kanazawa](https://www.facebook.com/recycle.kanazawa)

**かのやりサイクル
センター**

☎0994 (水道線沿い)
41-1717

鹿児島支店

☎099 (吉田IC近く)
246-9555

霧島支店

☎0995 (AZスーパー近く)
42-8958